

海田町告示第 3 3 号

海田町単位自治会活動助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町単位自治会活動助成金交付要綱の一部を改正する告示

海田町単位自治会活動助成金交付要綱（令和 7 年海田町告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要した経費」の次に「のうち，町長が必要と認めたもの」を加え，同項ただし書中「ただし」の次に「， 1 行事当たり 3 万円を上限とし」を加える。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

海田町単位自治会活動助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

海田町長 様

団体名
代表者
連絡先

印

この助成金について、海田町単位自治会活動助成金交付要綱第 3 条の規定により次のとおり申請を行い、助成金の交付が決定されたときは、交付の決定日をもって請求します。

1 内容	
2 日付	年 月 日 ()
3 場所	
4 参加者数	約 名
5 広く住民の参加が期待できる工夫や取組（該当にチェック）	☐開催日調整 ☐動機付け ☐エンターテイメント ☐初心者支援 ☐その他 ()
6 請求額 （1 行事につき 3 万円を上限とする。）	円

※ 添付資料として、領収書等の写しを提出してください。（メールでの提出可）

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。